

報 告 第 7 号

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が徴収する料金の上限の認可 急施専決処分報告について

業務に関して徴収する料金の上限について、別紙申請書のとおり地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所から認可の申請があり、議会の議決を経た上で認可をする必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年4月1日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成29年 5 月16日

大阪市長 吉 村 洋 文

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が徴収する料金の上限の認可 について

平成29年4月1日付けで申請のあった地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が徴収する料金の上限については、申請のとおり認可する。

平成29年 4 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

(別紙申請書)

健安総務第25号
平成29年4月1日

大阪府知事 松井 一郎 様
大阪市長 吉村 洋文 様

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所
理事長 奥野 良信 ⑩

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が徴収する料金の上限について
(申請)

標記について、下記のとおり地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款により設置する研究所の料金の上限を定めたいので、地方独立行政法人法第23条の規定により認可されるよう、申請します。

記

1 手数料の上限額

- (1) 分析試験を依頼しようとする者が納付すべき手数料の上限額は次の表のとおりとする。

区分	単位	金額
薬品、化粧品、衛生材料等の試験	1 検体、1 成分又は一件	52,500円
食品、添加物、器具又は容器包装の試験		58,700円
水質検査		201,200円
粉塵測定等の環境試験		28,900円
労働生理検査		13,400円
栄養成分分析		180,000円
微生物、異物混入等の検査		58,000円
その他の試験又は検査		実費に1.2を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額

- (2) (1)による依頼をした者が、分析試験等に関する証明書の発行を受けようとするときの手数料の上限額は、1通につき1,500円とする。
- (3) 教育又は訓練を受けようとする者が納付すべき手数料の上限額は、1日につき2,400円とする。

2 使用料の上限額

- (1) 施設を利用しようとするものが納付すべき使用料の上限額は33,000円とする。

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略